

■ 低入札価格調査制度

1 概要

低入札価格調査制度とは、入札前に設定される調査基準価格を下回る金額で入札を行ったものについて、その価格により仕様内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、適正な履行がなされると判断したときに、その者を落札者とする制度です。

2 対象

- (1) 設計金額が世界貿易機関（WTO）の政府調達に関する協定に定める地方政府機関適用基準額以上の工事など
- (2) 総合評価一般競争入札に付す工事など

3 調査基準価格及び失格基準価格

(1) 調査基準価格の算出

算出式＝
$$\frac{(\text{「直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.1}{\alpha} \times \alpha$$

＊算出式中の α は、0.990～1.000の範囲で抽選により決定した数値

＊上記算出式による額(「」までの額)が、予定価格の9.2/10を上回る場合は予定価格 $\times 9.2/10 \times \alpha$ を、予定価格の7.5/10を下回る場合は予定価格 $\times 7.5/10 \times \alpha$ が調査基準価格となります。

＊上記の方法により難しいものについては、予定価格の75/100から80/100の範囲内で抽選により決定した額

(2) 失格基準価格の算出

算出式＝
$$\frac{(\text{「直接工事費} \times 0.77 + \text{共通仮設費} \times 0.7 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.1}{\alpha} \times \alpha$$

＊算出式中の α は、0.990～1.000の範囲で抽選により決定した数値

＊上記の方法により難しいものについては、予定価格の65/100を乗じて得た額に補正値を乗じた額。

＊補正値は、0.990～1.000の範囲で抽選により決定した数値

4 低入札価格調査対象者との工事契約

- (1) 契約保証金は請負金額の10分の3以上（通常は請負金額の10分の1以上）
- (2) 前払金は請負金額の10分の2以内（通常は請負金額の10分の4以内）
- (3) 公告で定める技術者の要件と同一の要件を満たす技術者を、当該工事の配置予定技術者とは別に1人以上(JVの場合は代表者となる構成員から1人以上)専任配置する。
- (4) 下請負代金の額にかかわらず、建設業法第24条の7第1項に定める施工体制台帳の提出を求める。

低入札価格調査の主な項目と内容

調査項目	調査内容
当該価格での応札が可能となった理由	・その入札価格で当該工事(業務)が安全で良質な施工が可能となる理由
入札価格の内訳書	・設計図書で定めている仕様及び数量となっているか ・単価は適切か ・安全対策は十分か合理的な管理費が計上されているか
手持工事(業務)の状況	・契約対象工事付近に別工事の現場があり、間接費の節減が可能か ・資材の一括購入などが可能な対象工事と同様の工事を施工しているか
当該工事(業務)に使用する資材及び機材の調達方法	・手持ち資材の活用が可能か ・資材納入予定業者はどこを予定しているか ・特別な取引ルートがあるか ・自社保有し、現在使用していない機械の有無
労務者の配備の見通し	・労働者の具体的供給見通し ・雇用関係の確認
予定施工(履行)体制	・施工体制が適切であること
経営状況	・財務状況(支払状況、決算状況) ・取引金融機関、保証会社等へ照会
官公庁工事(業務)の契約実績	・過去の公共工事、類似工事の実績

■低入札価格制度取扱要領

<https://www.kwsa.or.jp/nyusatsu/kitei-shiyou/files/teinyutoriaturukai.pdf>

■提出書類一式

<https://www.kwsa.or.jp/nyusatsu/youshiki/files/teinyusyorui.xls>